

# チャレンジ鹿児島労働局（23年1月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13-21

TEL 099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

## 12月の有効求人倍率は0.47倍と、前月と同水準

鹿児島県の12月の有効求人倍率(季節調整値)は0.47倍となり、前月(0.47倍)と同水準となりました。鹿児島県の平成22年平均の有効求人倍率は0.44倍となり、前年(0.37倍)を0.07ポイント上回りました。新規求人倍率(季節調整値)は0.84倍となり、前月(0.76倍)を0.08ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月比9.0%の増と11ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(16.1%増)は11ヶ月連続の増加、製造業(4.8%増)は2ヶ月連続の増加、運輸業、郵便業(11.3%減)は6ヶ月ぶりに減少、卸売業、小売業(14.3%増)は4ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(3.2%減)は10ヶ月ぶりに減少、医療・福祉(25.9%増)は11ヶ月連続の増加、サービス業(7.3%減)は5ヶ月ぶりに減少となりました。

新規求職者数は前年同月比2.9%の減と再び減少となりました。

新規常用求職者の態様別では、在職求職者(3.2%減)は10ヶ月ぶりに減少となりました。また、離職求職者(3.8%減)は再び減少、無業求職者(1.6%減)も再び減少となりました。

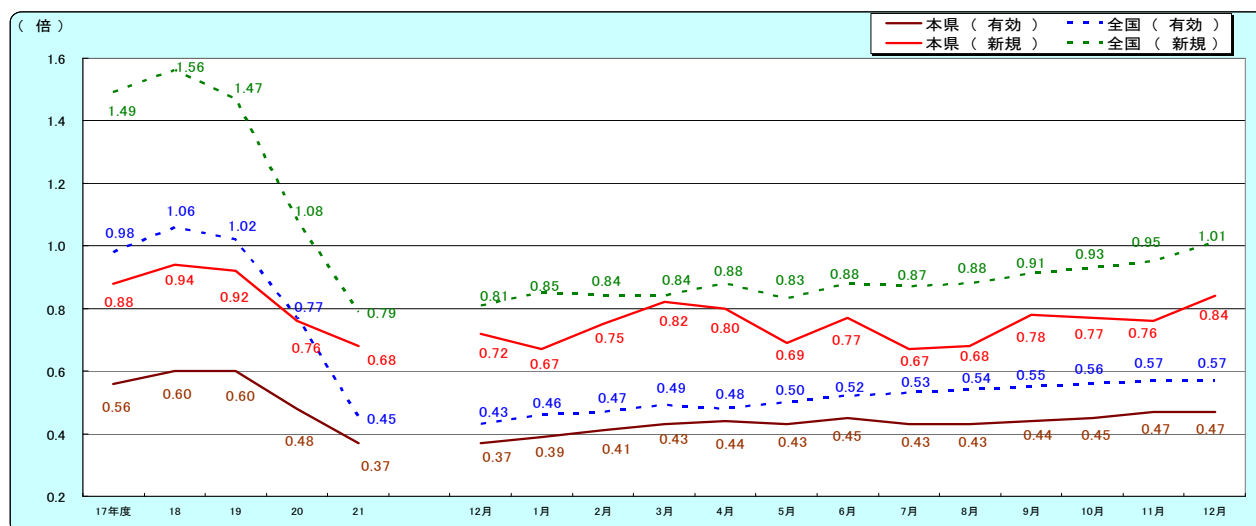
離職求職者の内訳では事業主都合離職者(12.2%減)は13ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(0.2%増)は2ヶ月連続の増加となりました。

政府の1月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「足踏み状態にあるが、一部に持ち直しに向けた動きがみられる。ただし、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」と7ヶ月ぶりに基調判断を上方修正しました。一方、雇用情勢については、「依然として厳しいものの、持ち直しの動きがみられる。」と報告されています。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人の一部で景気後退以前の数値を上回る産業もみられるものの、他の主要産業では、前年の反動や緊急雇用対策事業求人の下支えで維持していることもあり、景気回復に伴う安定的な求人増とは判断し難い状況です。一方、新規求職者数は前年同月比で再び減少となりましたが、有効求職者数は、平年と比べると高水準で推移しており、依然として厳しい状況が続いています。

鹿児島労働局では厳しい雇用情勢の下、雇用のセーフティネットとして、9月10日に閣議決定された、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」及び、10月8日閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に盛り込まれた雇用対策を積極的に活用し、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めて参ります。  
(職業安定部職業安定課)

### 有効(新規)求人倍率の推移



# 「鹿児島新卒者就職応援本部第2回会議」の開催について

平成23年3月新規学校卒業者の就職内定率は、昨年12月末時点で高卒者が83.9%、大卒者が58.3%、短大卒者が52.3%となり、いずれも昨年の同時期は上回っているものの一昨年の同時期と比べると下回っています。未内定者数は高卒が712人、大卒者が818人、短大卒者が477人もおり、厳しい状況が続いています。

このため、新規学校卒業者に未就職卒業者を加えた新卒者等が1人でも多く内定を得るために、鹿児島新卒者就職応援本部では、下記により「鹿児島新卒者就職応援本部第2回会議」を開催し、支援策を協議します。

## 1 開催日時・会場

平成23年2月7日（月）10時00分から12時00分まで

鹿児島合同庁舎3階会議室

鹿児島市山下町13-21

## 2 議 題

- ・ 新卒者及び未就職卒業者の現状・課題と支援策について

## 3 その他

- ・ 取材に当たってのお願い。

公開の会議であり、取材は自由です。撮影も自由です。

ただし、会議中は、進行の妨げにならないよう、ご配慮をお願いします。

また、個人への取材は、会議終了後に個人の了解を得てをお願いします。

（職業安定部職業安定課）

# 平成22年度最低賃金基礎調査結果を発表

鹿児島県最低賃金は、平成22年10月28日、630円から642円に改正されたところですが、鹿児島労働局は平成22年度最低賃金基礎調査を実施しました。

その結果、改正前の最低賃金額「630円」未満の労働者の割合（「未満率」といいます）は、0.47%で、改正後の「642円」未満の労働者の割合（「影響率」といいます）は6.50%となっています。

産業別では、未満率は0.00%から3.96%までと産業間にばらつきが見られますが、そのうち洗濯業（未満率3.96%、影響率15.09%）、繊維工業（未満率2.25%、影響率16.34%）、小売業（未満率0.90%、影響率13.87%）、宿泊業（未満率0.31%、影響率12.17%）、食料品製造業（未満率0.24%、影響率17.39%）が高い数値を示しています。

（労働基準部賃金室）

## 【最低賃金基礎調査】

### ※目的

最低賃金の決定又は改正のための最低賃金審議会の審議資料とするため、地域、産業、年齢等の別に労働者の賃金分布を把握することにより、特に低賃金労働者の賃金実態を明らかにすることを目的としている。

### ※調査実施時期

平成22年6月

### ※調査実施事業場数及び労働者数

事業場数(有効回答数)……984件(有効回答率49.0%)

労働者数……9,575人

## 平成23年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業を公募します

～ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業、

ファミリー・フレンドリーな企業を表彰、平成23年1月1日から応募受け付け～

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を公募し、表彰しています。

なお、応募期間は、平成23年1月1日から3月31日まで(消印有効)です。

### 【表彰の種類】

- 1 均等・両立推進企業表彰  
○厚生労働大臣最優良賞
- 2 均等推進企業部門  
○厚生労働大臣優良賞 ○鹿児島労働局長優良賞 ○鹿児島労働局長奨励賞
- 3 ファミリー・フレンドリー企業部門  
○厚生労働大臣優良賞 ○鹿児島労働局長優良賞 ○鹿児島労働局長奨励賞

### 【表彰の候補となる企業】

- 1 厚生労働大臣最優良賞  
過去に均等推進企業(部門)の大臣賞、かつ、ファミリー・フレンドリー企業(部門)大臣を受賞し、受賞後更に取組成果が進んでいると認められ、かつ、受賞していない部門についても大臣優良賞の表彰基準を満たす企業であること。
- 2 均等推進企業部門  
例えば、○女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組(ポジティブ・アクション)を企業の方針として示し、かつ積極的にこれに取り組んでいること、○ポジティブ・アクションの取組のうち、「採用拡大」、「職域拡大」又は「管理職登用」の取組目標を立てていること 等
- 3 ファミリー・フレンドリー企業部門  
例えば、○育児・介護休業法を上回る育児・介護休業制度が導入されていること、○男性労働者が育児休業を取得した実績があること 等

### 【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入の上、鹿児島労働局雇用均等室あてに、郵送または FAX でご応募ください。実施要領・応募用紙は、鹿児島労働局雇用均等室で配付するほか、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>)からもダウンロードできます。※応募用紙は部門によって異なりますのでご注意ください。

### 【その他】

- ① 実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページでご覧いただけます。
  - ② 受賞企業には平成23年10月に表彰状の授与等を行う予定です。
- \* 平成22年度は次の企業が受賞されました。  
〈均等推進企業部門〉鹿児島労働局長優良賞 株式会社南日本銀行

(雇用均等室)